

第 5 次船橋市障害者施策に関する計画について

資料 2

1. 計画の趣旨

(1) 計画の目的と位置づけ

- 障害者基本法第 11 条に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人のための施策の基本的な方向性を示す。
- 国の障害者基本計画や県の障害者計画を踏まえ、本市の基本計画である「船橋市総合計画」、上位計画となる「船橋市地域福祉計画」や関連計画である「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との整合性を図る。

(2) 計画の期間(令和 9 年度から令和 14 年度までの6か年計画)

4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	
第 4 次船橋市障害者施策に関する計画 (5 か年計画)(4 年度～8 年度)						第 5 次船橋市障害者施策に関する計画 (6 か年計画)(9 年度～14 年度)					
第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画(3 年度～5 年度)			第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画(6 年度～8 年度)			第 8 期船橋市障害福祉計画及び第 4 期船橋市障害児福祉計画(9 年度～11 年度)			第 9 期船橋市障害福祉計画及び第 5 期船橋市障害児福祉計画(12 年度～14 年度)		

※ 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定期間を 1 年間延期したため、計画期間が 5 年となっている。

2. 計画策定体制

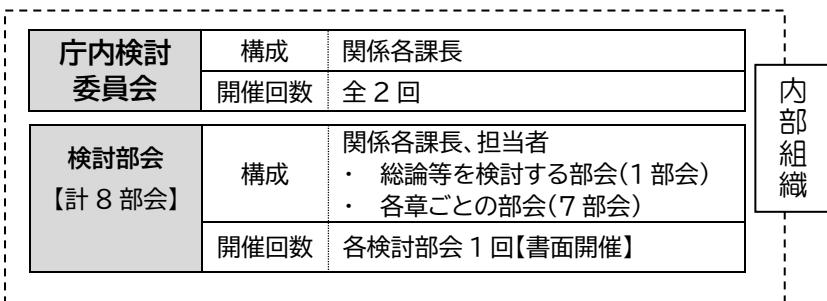
○計画策定に際しては、外部組織として「計画策定委員会」、内部組織として「府内検討委員会・検討部会」を設置する。

○「府内検討委員会・検討部会」で検討した計画案を「計画策定委員会」に提示し、「計画策定委員会」において協議を行い、計画を策定する。

計画策定委員会	構成	・ 自立支援協議会委員(23 名) ・ 学識経験者(2 名) ・ 公募委員(2 名)
	開催回数	全 8 回(7 年度 3 回、8 年度 5 回)
	その他	・ 第 4 次計画策定時は会長を学識経験者、副会長を自立支援協議会が務めた。 ・ 公募委員は、小論文審査により決定予定



計画案を提示



外部組織

内部組織

3. 計画の構成について

○国の第5次障害者基本計画(令和5年3月)、第八次千葉県障害者計画(令和6年3月)、第4次船橋市障害者施策に関する計画及び毎年度の進捗や新規事業を参考に計画案を作成する。

〈計画構成案〉 ※今後、計画構成についても協議を行う予定です。

1. 総論	1-1 計画の策定にあたって
	1-2 障害者を取り巻く現状
	1-3 基本理念・基本目標
2. 各論	2-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	2-3 保健・医療の推進
	2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等の振興
	2-5 雇用・就業、経済的自立の支援の推進
	2-6 安全・安心な生活環境の整備
	2-7 防災、防犯等の推進
3. 推進体制	3 推進体制
別表	成果目標

4. 今後のスケジュール

		スケジュール
令和 7 年 度	10月	
	11月	●第1回 計画策定委員会 (委員長・副委員長の選出、計画策定趣旨、スケジュール等説明)
	12月	●第2回 計画策定委員会 (総論、推進体制説明)
	1月	
	2月	●第3回 計画策定委員会(分野別施策について①)
	3月	
令和 8 年 度	4月	
	5月	●第4回 計画策定委員会(分野別施策について②)
	6月	●第5回 計画策定委員会(分野別施策について③)
	7月	●第6回 計画策定委員会(分野別施策について④)
	8月	●第7回 計画策定委員会(全体見直し)
	9月	
	10月	パブリック・コメント
	11月	●第8回 計画策定委員会 (パブリック・コメントを受けての見直し等)
	12月	
	1月	
	2月	計画策定

※スケジュールは今後変更する場合があります。